

# 第7章

---

## 幼児期の教育・保育量の 見込みと提供目標

### 1 県設定区域の決定

### 2 年度別教育・保育量の見込みと提供体制等

- (1) 各年度における教育・保育の量の見込み
- (2) 提供体制の確保の内容、実施時期

### 3 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

- (1) 設定区域ごとの認定こども園の目標設置数、設置時期
- (2) 認定こども園普及に向けた取り組み
- (3) 幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合の需給調整
- (4) 教育・保育等の役割提供の必要性及び推進方策
- (5) 教育・保育施設と地域型保育事業者等との連携並びに小学校等の連携

### 4 特定教育・保育等に係る人材の確保及び資質向上のために講ずる措置

- (1) 特定教育・保育及び特定地域型保育の従事者
- (2) 地域子ども・子育て支援事業の従事者

### 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制等

### 6 教育・保育情報の公表

### 7 広域調整

- (1) 市町の区域を超えた広域的な見地から行う調整
- (2) 特定教育・保育施設の利用定員設定時の協議及び調整

## 第7章 幼児期の教育・保育量の見込みと提供目標

「子ども・子育て支援法」及び「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下、「基本指針」という。)に基づき、県では、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に係る計画を定めることとなっています。

基本指針では、県の計画は、子ども・子育て支援法の基本理念と基本指針における子育て支援の意義に関する事項を踏まえて作成することとなっており、本計画では、全ての基本的事項及び任意記載事項を含む計画としますが、そのうち、子育てと仕事の両立支援、児童虐待防止対策の充実、社会的養護体制の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進並びに障害児施策の充実については、第4章で記載しているため、本章では、それ以外の、教育及び保育の提供に関する事項を記載しています。

### 1 県設定区域の決定

子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所(以下、「教育・保育施設」という。)の認可・認定に当たり、県が、設定する区域ごとに需給調整を行うこととなっています。

本計画では、市町が設定する教育・保育提供区域を踏まえ、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位となる、区域を定めています。

この区域は教育・保育及び市町が実施する地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域となっています。

区域を設定するに当たって、各市町における保育・教育の需給状況、在住市町を超えた広域利用の状況、さらには待機児童の状況等を踏まえ検討した結果、県内の20市町をそれぞれ区域の単位とすることが適当と判断し、20区域を設定しました。

### 2 年度別教育・保育量の見込と提供体制等

#### (1) 各年度における教育・保育の量の見込み

教育・保育の量の見込みを計画で定めるにあたっては、次に掲げる区分ごとに記載しています。

- ① 満3歳以上で、幼稚園及び認定こども園での教育を希望する子ども（子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に該当する子ども（以下、「1号認定子ども」という。））
- ② 満3歳以上で、保護者の就労、妊娠・出産、疾病、求職活動といった保育が必要な事由に該当し、保育所及び認定こども園での保育を希望する子ども（子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に該当する子ども（以下、「2号認定子ども」という。））
- ③ 満3歳未満で、保護者の就労、妊娠・出産、疾病、求職活動といった保育が必要な事由に該当し、保育所、認定こども園及び定員5人以下の少人数を対象に保育を行う家庭的保育事業、定員6～19人を対象に保育を行う小規模保育事業、事業所の保育施設などで従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業所内保育並びに個別ケアが必要な場合等に保護者の居宅で1対1の保育を行う居宅訪問型保育事業（以下、「地域型保育事業」という。）での保育を希望する子ども（子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に該当する子ども（以下、「3号認定子ども」という。））

見込量の算定に当たっては、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用希望を踏まえて市町が算出した利用の見込みを集計しました。（別表1）

## （2）提供体制の確保の内容、実施時期

県が定める区域ごとに、次に掲げる区分ごとの確保の内容及びその実施時期を定めます。

- ① 1号認定子どもの、認定こども園、保育所及び幼稚園における教育・保育の提供体制
- ② 2号認定子どもの、認定こども園、保育所及び幼稚園（私立学校運営費補助を受ける園を除く。）（以下、「特定教育・保育施設」と言う。）における教育・保育の提供体制
- ③ 3号認定子どもの、認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業を実施する事業所（事業所内保育事業における従業員の子ども部分を除く。）における教育・保育の提供体制

確保の内容及びその実施時期については、各施設及び事業者の意向を踏まえ、県と市町の協議の下に設定された各施設、事業者ごとの利用定員を年度ごとに集計した市町計画を積み上げたものとなりました。（別表1再掲）

## 3 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

### （1）設定区域ごとの認定こども園の目標設置数、設置時期

認定こども園は、幼児教育を行う幼稚園と、保育を行う保育所の両方の機能を併せ持っており、保護者の就労状況及びその変化等に関わらず柔軟に子ども受け入れることのできる施設です。また、認定こども園の中でも、とくに、幼保連携型認定こども園については、学校及び児童福祉施設として一つの認可で設立が可能となります。

県としては、教育・保育を一体的に行う施設である認定こども園の普及を促進するため、既存の幼稚園、保育所が認定こども園に移行しようとした場合は、施設の意向を踏まえた上で、必要な支援を行います。

区域ごとに設定する「認定こども園」の目標設置数、設置時期については、関係する各施設に対し、認定こども園移行の意向及び時期について調査した結果を基に、目標設置数及び設置時期を定めます。(別表2)

## (2) 認定こども園普及に向けた取組み

認定こども園は、就学前の教育・保育を一体として提供する施設であり、幼稚園と保育所の良いところをあわせ持つ施設です。幼稚園や保育所に対する利用希望に加え、認定こども園に対する利用希望に応えられるよう、県としても、認定こども園へ移行するための施設整備や保育教諭となるための資格取得支援等を通じて、認定こども園の普及を促進していきます。

## (3) 幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合の需給調整

上記の2(1)及び(2)で、教育・保育の量の見込みと確保の内容を定めましたが、県では、認定こども園や保育所の認可・認定申請があった場合、その区域において、教育・保育の量が確保の内容よりも多い場合は、適格性や認可・認定基準を満たせば、原則として認可・認定することになっていますが、保育の量よりも確保の内容の方が多ければ認定しないことができることとなっています。

しかし、既存の幼稚園、保育所が認定こども園に移行する場合は、認定こども園の普及促進という観点から、保育の量に上乗せる数を県が定めて、保育の量とあらかじめ上乗せした数を足した数の枠内であれば、原則として認定こども園等の認可・認定を行うこととなります。

このため、県では、現在の施設の利用状況、施設の意向等を踏まえ、保育の量に上乗せする数を設定することとします。(別表3)

## (4) 教育・保育等の役割提供の必要性及び推進方策

近年、子どもができて仕事も続けたいと考える女性が増えていることや、企業における育児休業制度の整備等により女性の就労継続の環境が整いつつあります。

一方、就労の形態において、非正規雇用が増加していることに加え、NPOやボランティアなど就労以外の社会活動を行う女性に対しても、幼児教育や保育の提供を行うことが求められています。

子どもの数は減少傾向にありますが、子どもを教育・保育施設に預けたい保護者は増加しており、利用者の保育・教育ニーズに応えるためには、幼稚園、保育所に加え、認定こども園の普及が欠かせません。

また、保護者が家庭の中のみならず地域の中でつながりを持って、地域社会に参画し連携していけるような環境の整備や、同年齢や異年齢の子どもが交流する場を提供していくことが大切であり、地域子ども・子育て支援事業の実施により、地域の実情に応じてきめ細かいサービスを提供することが求められています。

県としては、各種説明会等を通じた広報活動や施設整備への補助等により、市町が必要な教育・保育を十分に提供できるよう支援していきます。

## (5) 教育・保育施設と地域型保育事業者等との連携並びに小学校等の連携

乳幼児期の発達や学びは、連続性を有するとともに、一人一人の個人差が大きいことから、子どもの発達に応じた質の高い教育・保育や子育て支援を安定的に提供し続ける必要があります。

このため、原則として、3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業は、満3歳以上の子も引き続き適切で質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設との連携が求められています。

また、日々急速に成長する時期の教育・保育施設等における教育・保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成に繋がることや、保育を利用する子どもが小学校就学後に放課後児童健全育成支援事業を利用する場合の家庭環境の把握等、教育・保育施設と小学校との連携が重要であることから、県としては、施設や事業者等との連携を支援します。

## 4

## 特定教育・保育等に係る人材の確保及び資質向上のために講ずる措置

質の高い教育・保育の提供にあたって、教育・保育に係る人材の確保及び養成を総合的に推進します。

### (1) 特定教育・保育及び特定地域型保育の従事者

認定こども園には、保育士資格と幼稚園教諭の免許状の両方を持つ保育教諭を必ず置かなければなりません。「認定こども園法」では、子ども・子育て支援新制度開始の日から5年間は、幼稚園教諭の普通免許状の取得又は保育士登録のいずれかの要件を満たしていれば保育教諭になることができることになっています。

保育教諭の確保は、認定こども園制度への移行・促進を図るためにも欠かせないものであるため、5年間に限った措置ではありますが、幼稚園教諭免許状取得または保育士登録のいずれかの要件しか満たしていないけども一定の勤務経験がある人が、免許状取得及び保育士資格取を得しようとした場合に、取得に必要な単位が少なく済むような特例が設けられています。

このため、県としては、この資格等取得特例の広報及び資格を取得する際の受講費用等の一部を補助するなどの支援に努め、保育教諭確保を推進します。

保育士については、これまでも研修を実施してきたところですが、より充実した研修の実施とともに、愛媛県保育士・保育所支援センターを活用して、保育士資格を持ちながら保育業務に従事していない、いわゆる「潜在保育士」の再就職支援や、保育士養成施設の学生を対象とした修学資金貸付事業の実施、さらに処遇の改善等により、待機児童が生じることなく、ますます充実した保育が提供できるよう、必要な保育士の確保に努めていきます。

また、幼稚園教諭については、国や教育委員会、大学等との連携・協力を図りながら、研

修の充実や幼稚園教諭免許状の取得に係る支援等により、必要な人材の確保に努めます。

## (2) 地域子ども・子育て支援事業の従事者

市町が実施する地域子ども・子育て支援事業（次項の事業）に従事する職員の資質向上のための研修や職員の確保を進めます。

また、同事業に従事する専門職員として、育児経験豊かに主婦等を対象として新たに創設される「子育て支援員」について、市町と連携して養成に努めます。

## 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制等

市町では、地域における利用希望等を踏まえ、次の、地域子ども・子育て支援事業を実施することになっています。

- ① 利用者支援事業
- ② 延長保育事業
- ③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ④ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- ⑤ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成支援事業）
- ⑥ 子育て短期支援事業
- ⑦ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑧ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）
- ⑨ 地域子育て支援拠点事業
- ⑩ 一時預かり事業
- ⑪ 病児保育事業
- ⑫ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- ⑬ 妊婦健康診査

計画では、市町の子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域子ども・子育て支援事業の利用の提供の見込みを定めています。（別表4）

## 6 教育・保育情報の公表

幼稚園や保育所、認定こども園のほか小規模保育などの地域型保育を利用するにあたって、各施設に関する情報を示して適切な利用に繋げるため、県では、次に掲げる事項をホームページで公表していきます。

### 【公表事項】

- 施設又は事業所を運営する法人に関する事項
  - ・ 法人の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先
  - ・ 法人の代表者の氏名及び職名
  - ・ 法人の設立年月日
  - ・ 教育・保育を提供し、又は提供しようとする施設等の所在地が県内である法人が行う地域型保育事業

- 教育・保育等を提供し、又は提供しようとする施設等に関する事項
  - ・教育・保育施設又は地域型保育事業の種類
  - ・施設等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先
  - ・事業所番号
  - ・施設等の管理者の氏名及び職名
  - ・認定こども園、幼稚園、保育所又は地域型保育事業の認可又は認定を受けた年月日
  - ・事業の開始年月日又は開始予定年月日及び確認を受けた年月日
  - ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の規定により連携する特定教育・保育施設又は居宅訪問型保育連携施設の名称（特定地域型保育事業者に限る。）
- 施設等において教育・保育に従事する従業者に関する事項
  - ・職種別の従業者の数
  - ・従業者の勤務形態、労働時間、従業者1人あたりの小学校就学前子どもの数等
  - ・従業者の教育・保育の業務に従事した経験年数等
  - ・従業者の有する教育又は保育に係る免許、資格の状況
- 教育・保育等の内容に関する事項
  - ・施設等の開所時間、利用時間、学級数その他の運営に関する方針
  - ・教育・保育の内容等（特定教育・保育施設における保護者に対する子育ての支援の実施状況（幼稚園及び保育所については実施している場合に限る。）を含む。）
  - ・教育・保育の提供に係る居室面積、園舎面積、園庭の面積等
  - ・施設の利用手続き、選考基準その他の利用に関する事項
  - ・利用者等からの苦情に対する窓口等の状況
  - ・教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項
  - ・施設等の教育・保育の提供内容に関する特色等
  - ・教育・保育の提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等にあたり利用者等の権利擁護等のために講じている措置
  - ・教育・保育の提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況
  - ・利用者等に対する利用者が負担する利用料等に関する説明の実施の状況
  - ・相談・苦情等の対応のための取組みの状況
- 教育・保育を利用するに当たっての利用料等に関する事項
- 教育・保育を提供する施設等の運営状況に関する事項
  - ・安全管理及び衛生管理のために講じている措置
  - ・情報の管理、個人情報保護等のための取組みの状況
  - ・教育・保育の提供内容の改善の実施の状況

## 7 広域調整

### （1）市町の区域を超えた広域的な見地から行う調整

市町子ども・子育て支援事業計画の作成及び変更にあたり、1市町での対応が難しい場合は市町間で調整を行うこととなっています。

その調整が整わない場合、関係市町から県に対し要請があれば、市町の区域を超えた広域的な見地からの調整を行います。

また、市町が実施する地域子ども・子育て支援事計画業の策定段階から、県が行う児童虐待防止対策、母子・父子家庭の自立支援、障害児施策の充実等の専門的知識等を要する施策との関連性に配慮した調整及び連携が必要であることから、関係市町から要請があれば、協議及び調整を行います。

## **(2) 特定教育・保育施設の利用定員設定時の協議及び調整**

市町長は、特定教育・保育施設（幼稚園、や保育所、認定こども園）の利用定員を定めようとする場合及び変更しようとする場合は、あらかじめ県と協議を行います。